

第 2 1 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 日 時 令和 7 年 2 月 27 日 10 時 00 分開会 ～ 10 時 40 分閉会

2. 開催場所 恵庭市役所 3 階 301・302 会議室

3. 出欠状況（出席委員 15 名）

1 番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2 番		姉崎 敏一	出席	
3 番		橋本 佳文	出席	
4 番		中島 和彦	出席	
5 番		大岩 則子	出席	
6 番		小山内 洋美	出席	
7 番		工藤 伸一	出席	
8 番		坂本 孝之	出席	
9 番		西野 和文	出席	
10 番		平野 貴史	出席	
11 番		寺澤 順一	出席	議事録署名員
12 番		中村 孝之	出席	議事録署名員
13 番		田中 浩巳	出席	
14 番		澤永 英樹	出席	
15 番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

報告第 1 号 委員会業務報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について

意見案第 1 号 地域計画の策定について

5. 参与した職員

農業委員会事務局	次長	市川	忠志
	主査	松野	優一
		大高	慶寛
	関	将司	

6. 議事内容

事務局次長： 只今より第 21 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。
先日、農林水産大臣から、水田活用直接支払交付金の変更のお話でしたが、農業委員として、農業者のため、職責を果たしていくしかないものかと思っております。月一度の顔を合わせる場で意見交換を行い、国への要望をまとめていけたらと考えております。
本日の総会もよろしくお願いいたします。

事務局次長： ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
11 番寺澤委員、12 番中村委員を指名します。よろしくお願いいたします。
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局次長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が 2 件、議案が 1 件、意見案が 1 件となります。
日程 3、報告第 1 号は、令和 7 年 1 月 30 日から 2 月 26 日までの委員会業務の報告となります。
日程 4、報告第 2 号は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、2 件。
日程 5、議案第 1 号は、農用地利用集積計画の決定について、39 件。
日程 6、意見案第 1 号は、地域計画の策定について 1 件。

以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおり取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局次長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」 ご報告いたします。
令和 7 年 1 月 30 日から 2 月 26 日までの業務報告となります。
1 月 30 日 第 20 回恵庭市農業委員会総会
2 月 7 日 農用地利用調整会議
2 月 19 日 恵庭市議会第 1 回定例会（初日）
2 月 20 日 北海道農業会議第 4 回理事会
北海道農業会議第 10 回常設審議委員会
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

会 長： 日程 4、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につい

て」事務局より説明願います。

事務局： 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」
このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。
番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑と山林と田、
現況、畑と田、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和6年11
月24日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]
さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和7年1月16日に届出されております。
番号2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と
畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和5年5月5日、取
得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相
続人は[REDACTED]さん、令和7年1月23日に届出されております。
以上、2件の届出がありましたので報告いたします。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

会長： 日程5、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であり
ますが、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、
当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。
番号30番、31番について審議いたしますので、[REDACTED]の退席をお願い
いたします。

会長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事務局： 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、市より決定の
求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。
番号30番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]

さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、畑と宅地、現況、畑、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 17 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 31 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 18 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 1 番から 32 番が賃貸借、33 番から 39 番が売買となります。
番号 1 番、2 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 1 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 3 番、4 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 2 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 5 番、6 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑と田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、普通畑と転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 3 番、[REDACTED]、[REDACTED]

の斜線の土地となります。

番号7番、8番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号4番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号9番、10番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、畑と公衆用道路、現況、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号5番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号11番、12番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号6番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号13番、14番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号7番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号15番、16番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号8番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号17番、18番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号9番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号19番、20番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用

権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 10 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 21 番、22 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 11 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 23 番、24 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 12 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 25 番、26 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 13 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 27 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 14 番、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 28 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、宅地、現況、畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 15 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 29 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、宅地、現況、畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 16 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 32 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては地図番号 19 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 33 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、田と雑種地、現況、田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 20 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 34 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 21 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 35 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 22 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 36 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、転作田と普通畑、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 23 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 37 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 24 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 38 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 25 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 39 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]

意見案第 1 号 地域計画の策定について

会 長： 日程 6、意見案第 1 号「地域計画の策定について」事務局より説明願います。

事 務 局： 意見案第 1 号「地域計画の策定について」
このことについて、市より地域計画の策定に関して意見の提出を求められたので意見を問う。
策定の内容については別紙のとおりですが、これまで数回にわたり市、農政課より説明されておりますので、内容については省略いたします。
なお、今後、変更や修正が行われる際には、速やかに情報提供することとして回答したいと考えております。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第 21 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 11 番 委 員 _____

議事録署名委員 12 番 委 員 _____